

支払停止後の手形の裏書譲渡に対する否認権の効力

〔大阪地判平成28・9・21（金判1503号30頁）、控訴〕

李 艶 紅

1 事案の概要

生コンクリートの製造販売等を目的とする株式会社A1（以下、「A1社」という）および同業の有限会社A2は（以下、「A2社」という。なお、A1社とA2社を合わせて「Aら」という）、平成26年10月6日に破産手続開始決定を受けた。そのため、Z1とZ2がそれぞれA1社とA2社の破産管財人として選任された（以下、Z1とZ2を合わせて「Zら」という）。なお、A1社とA2社の代表者は同一人の訴外Bである。

原告Xは、セメント、生コンクリートと建設資材の販売等を目的とする有限会社であり、被告Yは、土木建築資材の販売等を目的とする株式会社である。

本件事案では、Xが、Yに対するX所持の約束手形（以下、「本件手形」という）1ないし5の支払請求をめぐって、Xに本件手形を裏書譲渡したAらの破産管財人であるZらによる否認権行使の効力が問題となった。本件手形1ないし5および同6は、Aらが経営危機に陥る以前にAらによって振り出された（詳細な時期は不明）後に、それぞれ受取人を経て、それらすべてがYに裏書譲渡され、また、Aらが経営危機に見舞われた中、YからAら、さらにAらからXへと裏書譲渡された経緯がある。Y、AらおよびXの当事者間における本件手形裏書譲渡の詳細については以下のとおりである。

まず、Yは、平成26年8月26日当時、A1社とA2社に対して、それぞれ2314万6059円と1206万2115円の未払金債務を有していた。Yは、これら債務のうち、

（1） 本件手形6については詳細が明らかにされていないが、Xが所持しており、Yに対する支払請求がなされなかった。

A1 社に対する一部債務である817万8462円を返済するために、本件手形3ないし5に拒絶証書の作成を免除する形でA1社に裏書譲渡し、A2社に対しても同様に、一部債務である176万1120円を返済するために、本件手形1、2と6に拒絶証書の作成を免除した形でA2社に裏書譲渡した(以下、YからAらへの裏書譲渡を合わせて「本件Y裏書譲渡」という)。なお、それ以外の債務の返済については、YとAらとの間で現金または反対債権での相殺処理をもって行った。

その後、Aらが破産手続開始決定を受ける直前である平成26年10月3日に、A1社は本件手形3ないし5につき拒絶証書の作成を免除してXに裏書譲渡し、同じくA2社も本件手形1、2と6につき拒絶証書の作成を免除してXに裏書譲渡した(以下、AらからXへの裏書譲渡を合わせて「本件Aら裏書譲渡」という)。ただ、本件Aら裏書譲渡は、Aらの従業員である訴外Cを介してなされており、具体的には、当時所在不明となっていたAらの代表者である訴外BがCの自宅ポストに本件手形1ないし6を入れ、X代表者に渡すよう指示し、CがX代表者の自宅付近のコンビニの駐車場でX代表者に本件手形1ないし6を渡したと事実認定がなされた。

Xは、本件手形1ないし5の支払呈示期間内に支払場所に呈示したが、それらの支払を拒絶され、本件手形1ないし5と6はXが所持していた。そのため、Xは、本件手形1ないし5につき、裏書人であるYに対して、手形金の利得償還請求として同手形金合計金額および手形法所定の利息の支払いを求めて提訴した。破産管財人Zらは、当初、Yに補助参加をしたが、後にこれを取下げ、Xに対しては本件手形1ないし6の返還を求め、Yに対して売掛金等の支払を求めて独立当事者参加をした。

なお、裁判所は以下の事実をも認定している。すなわち、第1に、本件Y裏書譲渡(平成26年8月26日)以前である平成26年8月11日時点において、Aらの代表者である訴外Bは、Aらの業務停止を指示し、その日から同社の従業員とも連絡が取れず、所在不明となった。そのため、同日よりAらは工場の操業や出荷が停止され、かつ、労働組合によって工場が占拠されたから、その後も操業や出荷の再開はなかった。第2に、Aらは、平成26年8月11日以降弁済期の到来した債務の支払いができなくなり、A1社は同月12日、A2社は同月15日に、それぞれ資金不足を理由に手形の不渡りが生じ始めたと言われた。したがって、裁判所は、遅くともA1社は同年8月12日から、A2社は同年8月15日から支払不能であったと認めた。第3に、XとYはAらの上記の事情について、Aらの従業員から情報を入手するなどしており、Aらの経営破綻に瀕している状況について認識していたとした。

こうした事実関係のもとで、裁判所は、本件手形1ないし6の本件Y裏書譲

渡と本件 A から裏書譲渡のそれぞれに対して、破産法160条1項2号と同162条1項1号イに基づく破産管財人による否認権の行使を認めた。

2 判旨

裁判所は X による手形金償還請求につき棄却し、Z らによる手形返還請求と原因債権支払請求につき一部認容した。

まず、「A らの裏書譲渡……は偏頗行為にあたり、Z らによる否認（破産法162条1項1号イ）によって A らの裏書譲渡……はその効力を有しないのであるから、X の Y に対する……約束手形金及び利息の請求は理由がない」とした。また、Z らが X に対する「本件約束手形……の所有権に基づき上記各約束手形の引渡しを求める請求……は、いずれも理由がある」とした。

次いで、Y の A らに対する本件手形の裏書譲渡は、Y と A らとの間の「債権債務を全て精算するために行われたものであること」、本件手形は、A ら「自身を振出人とするものであるから、売掛債権の支払確保のために裏書譲渡されたというよりも、それにより振出人として負担することが見込まれた約束手形の所持者である Y に対する手形上の債務の支払を免れる代わりに、Y にそれに対応する売掛債権に係る債務を免れさせる代物弁済とする意思を有していたと考えることが合理的であること」、Y 代表者も、「本件約束手形……を現金に代えて支払った旨の供述をしていること……に照らせば、当事者は」、「原因関係上の……売掛債権についても消滅させて精算する意思を有していたというべきであり」、Y から A らへの裏書譲渡は「代物弁済として、支払いに代えて裏書譲渡されたものであると認められる」と判断した。

それに、「A1 は 8 月12日に、A2 は 8 月15日に、それぞれ支払停止があったと認められ」、Y から A らへの裏書譲渡「当時、Y に債務の支払能力に問題があったとは認められず、したがって、A らの Y に対する売掛債権は債権額のとおり価値を有していたとすることができる。他方、本件約束手形 1～6 は A らの支払停止により実質的な価値が著しく下落していたとすることができる」。したがって、「本件 Y 裏書譲渡 1～6 は、価値の低い本件手形 1～6 をもって売掛債権の代物弁済をするものとして、本件 Y 裏書譲渡 1～6 に係る A らの行為は、破産債権者を害する行為にあたる」とし、また Y は、「A らが支払停止をして倒産状態に陥っているとの認識の下で、速やかに精算しようとしていたこと……少なくとも A らの支払停止を知らなかったと認めることができない」ため、「……Z らによる否認（破産法160条1項2号）によって Y から破産者 A らに対する本件手形 1～6 の譲渡は……その効力を有しない」と判示した。

3 検討

(1) 本判決の意義

本件では、Aらの支払停止後から破産手続開始決定を受けるまでの間に、本件約束手形がYからAらへ、AらからXへと裏書譲渡され、これらの手形取引に対して、Aらの破産管財人であるZらが、YからAらへの裏書譲渡が詐害行為にあたり、AらからXへの裏書譲渡が偏頗行為にあたりとしてそれぞれに対する否認権の行使を求めたところ裁判所によって認められた。そのため、XのYに対する手形金償還請求が棄却され、ZらのXに対する本件手形の返還請求が認められ、YとAらとの間の売掛金債務の精算処理が無効とされ、ZらのYに対する売掛金債権の支払請求が一部認められた。破産者の支払停止状態に関して詳細な事実認定を行なった点において類似事案の解決に際して参考になるものと考えられる⁽²⁾。

本件では、支払停止後の2つの手形取引がそれぞれ詐害行為と偏頗行為に該当することを理由に、それらに対する破産管財人の否認権が認められた。否認権とは、破産手続開始の決定前にされた破産者の行為またはこれと同視される第三者の行為の効力を覆滅させる形成権であり、破産管財人に専属する権能である(破167条1項、同173条1項参照)。

破産者は、破産手続開始前であれば、本来、自由にその財産の処分をすることができる。しかしながら、破産手続開始前といえども、破産に瀕するような状態にありながら、破産者の総財産の価額を減少させる行為(詐害行為)や破産債権者の平等を害する本旨弁済等の行為(偏頗行為)がされていた場合は、これらの行為によって生じた破産債権者を害する結果を放置することはできない。このことから、破産手続開始後、一定の要件の下で、破産管財人は、破産債権者のために前述した行為を否認することができる⁽²⁾とされている。以下では、このような否認権の行使要件を中心に検討を加えたい。

(2) 詐害行為に対する否認権の行使要件

否認の対象となる行為は、債権者全体に対する責任財産を減少させる財産減少行為と、弁済や担保提供の形で特定の債権者のみを優遇する偏頗行為とに区別される。これら2つの行為類型の区別は、平成16年改正前の旧破産法の下においても存在したものであるが、旧法下においては、72条1号が故意否認の対象として

(2) 本判決の判例評釈には、品谷篤哉・立命館法学373号388頁(2017)、菊池和彦・ジュリ1529号112頁(2019)、澤山裕文・専修法学137号255頁(2019)がある。

規定する「破産者が破産債権者を害することを知ってなした行為」と、同条2号が危機否認の対象として規定する「担保の供与、債務の消滅に関する行為その他破産債権者を害する行為」との関係について争いがあり、判例上、2号に例示されている偏頗行為もまた1号に規定する行為に含まれるとの解釈が確立されている関係で、両者の区別が法律上有する意義は必ずしも明確なものではない状況にあった。これに対して、現行破産法では、「破産債権者を害する行為の否認」（破160条）と「特定の債権者に対する担保の供与等の否認」（破162条）とを区別して規定して、しかも前者については、その対象となる行為から担保の供与または債務の消滅に関する行為が除かれることを明文で規定することにより（破160条1項カッコ書き）、両者を要件・効果の面で明確に区別する立場が採用されている⁽³⁾。

詐害行為否認の対象行為としては、破産者の責任財産を絶対的に減少させる財産減少行為（破160条1項）や債務消滅行為のうち消滅した債務より債権者の受けた給付額の方が過大な詐害的債務消滅行為（破160条2項）、相当の対価を得てした財産の処分行為（破161条）に分けられる。本件においては、これらの行為類型のうち「財産減少行為」として、それに対する詐害行為否認が認められた（破160条1項2号）。すなわち破産法160条1項2号においては、破産者が支払停止または破産手続開始申立（以下、「支払停止等」という）の後にした破産債権者を害する行為についての否認が定められているが、否認の対象行為の時期について、支払停止等の後と定めたところに特徴がある。また、同号の但書において、受益者が当該行為に関して破産債権者を害することにつき善意であり、かつ支払停止等のあったことにつき善意である場合は除外されると定められている。したがって、詐害行為に対する否認権の要件としては、支払停止等の時期であったかどうか、そのような事実と時期について受益者債権者が善意であるかどうかに関わると言える。とりわけ支払停止等の時期を要件とした理由については、外形的に明らかな「支払停止等があった後に」という破産直前の状態で財産減少行為をしていれば、破産者が破産債権者を害することを知らなかったということは通常考えられないことから、破産者の詐害意思の立証は不要とされる。

本件では、AらとYとの間の売掛債権をめぐって、Aらの有する売掛債権に対してYが本件手形1ないし6をAらに裏書譲渡することで精算したところ、Yの経営状態になんら問題がないのに対してAら振出の本件手形は本件Y裏書譲渡当時においてすでに著しく価値が下落しており、価値の低い本件手形をもって売掛債権の代物弁済をするものは詐害行為に当たると判断した。

また、Aらが8月11日以降に、Aら代表者が所在不明となり、工場の操業や

(3) 竹下守夫＝藤田耕三編『破産法大系＜第2巻＞破産実体法』（青林書院・2015）443頁以下（垣内秀介執筆）、山本和彦『倒産処理法入門』（有斐閣・第5版・2018）109頁以下参照。

出荷が停止し、かつ工場が労働組合に占拠される中で、資金不足を理由とした手形不渡りが発生したとの状況は、Aらが支払能力の欠乏のために弁済期の到来した債務を一般的かつ継続的に弁済することができない旨を外部に表示する行為にあたるということができ、遅くとも、Aらにおいて8月12日以降には支払停止があったと認められた。その上、受益者の悪意に関しては、Yが上記のAらの状況を知悉していたため、Yが月額200万円ないし600万円にも及ぶYとAら間の取引関係を速やかに精算しようとした意図が推論された点をも含めて、受益者の悪意が認められると判断した。

(3) 偏頗行為に対する否認権の行使要件

偏頗行為否認の対象となるのは、支払不能または破産手続開始の申立て後(危機時期)の既存の債務についてなされた担保の供与または債務の消滅に関する行為である(破162条)。債務の消滅に関する行為には弁済、相殺、更改、代物弁済、免除などが含まれる。破産者の詐害意思の有無は問われることなく、受益者である債権者が一定の事実について悪意でないことが要件とされている。したがって、危機時期であることと受益者債権者の善意が要件となる。

危機時期であるかどうかを判断する際において、支払不能かどうかの判断が一つのポイントとなる。支払不能とは、債務者が支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう(破2条11号)。また、支払不能の状態については、債務者の財産、信用と労務の3要素から構成され、これらのいずれをとってみても債務の履行ができない状態を意味すると解され、例えば財産が不足していたとしても、信用や労務に基づく支払能力があれば支払不能とは認定されない⁽⁵⁾。危機時期であるかどうかを認定するにあたって、破産手続開始申立ての時期は手続的に明らかにしやすいが、支払不能については、破産者の客観的財産状態を証明するのは、困難な場合が考えられる。そのため、偏頗行為に関する規定の適用において、支払停止があった後は、支払不能であったものと推定される(破162条3項)との規定が置かれている。支払停止とは、債務者が支払能力を欠くために一般的かつ継続的に債務の支払をすることができないと考えて、その旨を明示的または黙示的に外部に表示する行為をいうと解されている⁽⁶⁾。

また、もう一つの要件である受益者債権者の悪意の内容は、その行為の時期に

(4) 東京高決昭33・7・5金法182号3頁。

(5) 伊藤眞ほか編『条解破産法』(弘文堂・第3版・2020)41-42頁(この点で、財産をもって債務を完済できない状態を指す「債務超過」とは異なる)。

(6) 最判昭60・2・14民集144号109頁、最判平24・10・19民集241号199頁。

よって異なる。すなわち、偏頗行為が支払不能状態のもとでなされた場合、破産者に支払不能または支払停止があったことについて債権者が悪意であったことが必要であり（破162条1項1号イ）、破産手続開始の申立て後の場合、破産者の破産手続き開始の申立てがあったことについて債権者が悪意であることが必要となる（同号ロ）。

本件では、前述したとおりにAらが遅くとも8月12日以降に支払停止のあったことが認定されており、またXもY同様にAらの状況について知悉していたことから債権者の悪意という要件にも満たしている。その上、本件Aら裏書譲渡は、8月11日以降に滞ったAらのXに対する債務の支払いのために10月3日に行われたことが認定されており、既存の債務に対する返済に関する行為である点も偏頗行為否認の要件を充足したと言える。

（4）手形取引

本件ではAらが振り出した約束手形が、裏書譲渡を経てYが所持し、その後YによってAらに対する売掛債務の「支払いに代えて」、YからAらに裏書譲渡すなわち戻裏書されたところに特徴がある。

戻裏書とは、振出人や裏書人として、1つの手形にすでに署名している者を被裏書人とする特殊な裏書のことをいう。手形法上では振出人その他の債務者に対しても裏書ができるとし、戻裏書を受けた者がさらに裏書を行うことができるとされる（手形法11条3項）。戻裏書を行うメリットとしては、新たに手形を振り出すより印紙税を節約できること、すでに手形上の債務を負担している受取人や裏書人の信用を利用しうる点に求められる。ただ、戻裏書の被裏書人（本件事案ではAら）による裏書人（本件事案ではY）への償還請求は認められないと解されている。なぜならば、AらがYに償還請求したとしても、Yは振出人であるAらへ再度の償還請求を行うのであれば、無意味な請求であると解されるからである⁽⁷⁾。

また、一連の手形取引の中で、Y裏書譲渡（Y→Aら）については、その性質が原因債権の「支払いに代えて」なされたものであると認定し、Aら裏書譲渡（Aら→X）については原因債権の「支払いのために」なされたものであると認定された。

手形授受の場面において手形授受の当事者間での原因関係の消滅いかんについては、手形が授受されても原因関係における債権債務は消滅しないのが原則であるとされ、また、当事者間において債務を消滅させる明示的な合意がある場合に

(7) 森本滋『手形法小切手法講義』（成文堂・第2版・2013）83-85頁参照。

限って、その債務が消滅するという見解が通説である⁽⁸⁾。原因債権が消滅すれば、当該原因債権を被担保債権とする担保権も消滅するため、当該手形行為の相手方にとっては「支払いのために」や「担保のために」の場合と比べて不利となりかねない。そのため、明示的な合意の有無がとくに認定できなければ、手形行為は「支払いのために」行われたものとして扱われる。本判決の中では、YとAらとの双方において「代物弁済として、支払いに代えて裏書譲渡されたものと認められる」と認定した上で、売掛債権と本件手形との間の価値の不均衡が詐害行為に当たると判断した。こうした理論構成に対して疑問を呈する意見⁽⁹⁾や1000万円近い売掛債権を消滅させた点や価値の著しく低下した本件手形を譲り受けた点こそ詐害行為に該当するといった意見⁽¹⁰⁾が唱えられた。

4 結びに代えて

本判決では、支払停止後の企業が行なった2つ手形裏書譲渡に対して、その破産手続開始後に、破産管財人による2つの否認権が認められ、当該2つの手形取引行為が無効とされた。その結果、1つの否認権行使の効果として、破産管財人が求めるとおりに当該手形は破産者に戻され、もう1つの否認権行使の効果として当該手形の原因債権が消滅して、それに対応する破産者の売掛債権が復活した。否認権行使の諸要件に照らせば妥当な判断であると言える。

他方、否認権の効果について、破産法上では、否認権の行使は、破産財団を原状に復させる(破167条1項)と定められている。すなわち、逸出した財産が破産管財人の管理処分対象として当然に破産財団に復帰する。そのため、本件手形6通は、XからAらに戻され、AらからYへと移転されよう。Yに対するAらの売掛債権が復活すると同時に、Yは本件手形を譲り受け、Aら以外の裏書人の資力次第ではその償還請求をもなしうると考えられよう。

(8) 大判大正7・1・29民録24輯2079頁。

(9) 菊池・前掲注(2)114-115頁。

(10) 品谷・前掲注(2)400頁。